

郵便区内特別郵便物の料金の改定 および差出条件の変更

郵便区内特別郵便物の料金の改定および差出 条件の変更

日本郵便株式会社

2021年11月16日

日本郵便株式会社（東京都千代田区、代表取締役社長 衣川 和秀）は、今後とも安定的な郵便サービスの提供を維持するため、2022年4月1日（金）から、特別料金（3）および特別料金（4）が適用となる郵便区内特別郵便物（注1）の料金を改定します。

なお、これに併せて2021年7月27日（火）の発表資料「[郵便法改正に伴う郵便区内特別郵便物の差出条件の変更](#)」で別途お知らせとしていました同郵便物の差出条件を決定しましたので、お知らせします。

ご利用の皆さまには、ご理解を賜りますよう、よろしくお願いします。

1 料金改定

（1）料金

ア 特別料金（3）

区別	重量	改定前	改定後
定形郵便物	25g まで	57 円	62 円
	50g まで	63 円	68 円

イ 特別料金（4）

区別	重量	改定前	改定後
定形郵便物	25g まで	57 円	62 円
	50g まで	63 円	68 円
定形外郵便物	50g まで	85 円	90 円
	100g まで	95 円	100 円
	150g まで	131 円	136 円
	250g まで	158 円	163 円

※ 差出局の区別にかかわらず、改定後の料金が適用となります。

※ 特別料金（１）および特別料金（２）については、変更ありません。

（２）実施日

2022年4月1日（金）

2 特別料金（３）および特別料金（４）が適用となる郵便区内特別郵便物の差出条件

（１）差出条件

当該郵便物については、現在、その郵便物の配達局を受け持つ地域区分局^{注 2}（以下「地域区分局」といいます。）への差し出しはできませんが、以下により差し出すことができます。

項目	特別料金（３）	特別料金（４）
ア 差出通数	配達局ごとに 1,000 通以上差し出し	
イ 内訳票の提出	配達局ごとの差出通数などを記載した内訳票の提出	
ウ 区分	受取人の住所または居所の郵便区番号ごとに区分	所定の区域ごとに区分
エ 把束・容器納入	区分された郵便区番号および差出局が指示する事項を記載して、その郵便局の指示により把束などをして、所定の容器に納入	区分された区域の名称および差出局が指示する事項を記載して、その郵便局の指示により把束などをして、所定の容器に納入

※ この条件は、地域区分局に複数の配達局に宛てた郵便区内特別郵便物を差し出す際の主な条件です。

※ 対象となる形状、重量、郵便物への表示方法などについては、変更ありません。

※ 配達局に差し出す際のご利用条件については、変更ありません。

（２）実施日

2022年4月1日（金）

（参考：差出局の追加の概要）

今回の変更により、全ての郵便区内特別郵便物を地域区分局に差し出すことができるようになります。

料金の区別 ^{注 3}	現在の差出局		変更後の差出局	
	配達局	地域区分局	配達局	地域区分局
特別料金（１）	○（※）	○	○（※）	○
特別料金（２）	○	○	○	○
特別料金（３）	○	×	○	○
特別料金（４）	○	×	○	○

※ 支社が指定した郵便局にも差し出すことができます。

【注釈】

注 1 長さ 34cm 以内、幅 25cm 以内、重量 250g 以内で、その郵便物の配達を行う郵便局または地域区分局が指定する郵便区に同時に 100 通以上差し出すなど所定の条件を満たす定形郵便物または定形外郵便物について、一般の第一種郵便物よりも低廉な料金を適用するサービスです。

注 2 郵便物を地域別・配達局別に区分する郵便局であって郵便物の運送のハブとなる郵便局です。

注 3 郵便区内特別郵便物の特別料金（１）～特別料金（４）の現在の主な条件は、以下のとおりです。

	特別料金 (1)	特別料金 (2)	特別料金 (3)	特別料金 (4)
主な条件	・ 100 通以上 ・ 定形郵便物・定形外郵便物 ・ 配達局/地域区分局に差し出し ※ 配達局のほか支社が指定した郵便局にも差し出すことができます。	・ 100 通以上 ・ 定形郵便物 ・ カスタマバーコード付 ・ 配達局/地域区分局に差し出し	・ 1,000 通以上 ・ 定形郵便物 ・ カスタマバーコード付 ・ 3 日程度送達余裕承諾 ・ 配達局に差し出し	・ 1,000 通以上 ・ 定形郵便物・定形外郵便物（機械処理不適合のものに限る） ・ 3 日程度送達余裕承諾 ・ 配達局が指定する区域ごとに区分 ・ 配達局に差し出し